

平成 2 9 年度

東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算
審査意見書

山梨市監査委員

梨監査第8-6号
平成30年8月20日

山梨市長 高木晴雄様

山梨市監査委員 大村正治
山梨市監査委員 矢崎和也

平成29年度東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算の
審査意見書について

地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し、審査に付された平成29年度東山梨環境衛生組合会計の収支決算及び証拠書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 実 施 日	1
3	審 査 の 方 法	1
4	審 査 の 結 果	1
	(1) 予算の執行状況について	2
	(2) 解散に伴う財産処分について	3
	(3) まとめ	3
	(4) 審査所見	3

平成 29 年度東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下「法」という。）第 284 条の規定に基づく一部事務組合である東山梨環境衛生組合が、平成 30 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、当該組合の平成 29 年度東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算を、法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し、構成団体である山梨市長から山梨市監査委員の審査に付されたものである。

1 審査の対象

平成 29 年度 東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算

2 審査の実施日

平成 30 年 8 月 3 日

3 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか否かを審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、また解散に伴う清算事務についても関係諸帳簿等と照合点検を行ない審査した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令等に準拠して作成されており、決算計数はいずれも関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められた。

審査の概要は次のとおりである。

(注) 本書において、表示数値未満は四捨五入した。

(1) 予算の執行状況について

予算現額 228,101,000 円に対し、決算額は収入済額 228,198,869 円（収入率 100.0%）、支出済額 197,921,888 円（執行率 86.8%）となり、歳入歳出差引額は 30,276,981 円となった。

前年度比較 (単位：円)

年 度 区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減
予 算 現 額	228,101,000	199,134,000	28,967,000
歳 入 決 算 額	228,198,869	201,073,627	27,125,242
歳 出 決 算 額	197,921,888	190,996,203	6,925,685
歳 入 歳 出 差 引 額	30,276,981	10,077,424	20,199,557

歳 入 (単位：円・%)

区 分 款	予算現額	収入済額	予算現額と収入 済額との比較	収入率	収入済額 の構成比
1 分担金及び負担金	0	0	0	0.0	0.0
4 財 産 収 入	50,000	132,802	82,802	265.6	0.1
5 繰 入 金	217,963,000	217,973,650	10,650	100.0	95.5
6 繰 越 金	10,077,000	10,077,424	424	100.0	4.4
7 諸 収 入	11,000	14,993	3,993	136.3	0.0
合 計	228,101,000	228,198,869	97,869	100.0	100.0

款別に収入済額を見ると、繰入金が全体の 95.5% を占めている。

歳 出 (単位：円・%)

区 分 款	予算現額	支出済額	不 用 額	執行率	支出済額 の構成比
1 議 会 費	1,079,000	574,736	504,264	53.3	0.3
2 総 務 費	18,471,000	15,337,730	3,133,270	83.0	7.7
3 衛 生 費	207,551,000	182,009,422	25,541,578	87.7	92.0
6 予 備 費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	0.0
合 計	228,101,000	197,921,888	30,179,112	86.8	100.0

款別に支出済額を見ると、衛生費が全体の 92.0% を占めている。

(2) 解散に伴う財産処分について

1. 実質収支額について

平成 29 年度決算における実質収支額 30,276,981 円についての分配割合は、山梨市 28%、
笛吹市 28%、甲州市 44%とする。

2. 公有財産（土地）について

平成 30 年 3 月末日現在の土地 33,844 ㎡（塵芥処理場 15,518 ㎡、道路敷他 18,326 ㎡）は、
山梨市へ無償譲渡とする。

3. 公有財産（物品）について

平成 30 年 3 月末日現在の物品（軽自動車 1 台、フォークリフト 1 台）は、山梨市へ無償譲
渡とする。

4. 構成団体の協議書等について

東山梨環境衛生組合の解散に関する協議書（平成 30 年 3 月 26 日付け）

東山梨環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（平成 30 年 3 月 26 日付け）

(3) まとめ

昭和 47 年 7 月 8 日、当時の春日居町（現在の笛吹市）、牧丘町・三富村（現在の山梨市）、
勝沼町・大和村（現在の甲州市）による 5 町村で、ごみの焼却施設である東山梨環境衛生セン
ター（東山梨環境衛生組合）を牧丘町窪平 200 番地に設立した。

平成 8 年 3 月には、牧丘町成沢 2000 番地に新しいごみ焼却施設を設立し稼働してきたが、
甲府市と峡東地域 3 市（笛吹市・山梨市・甲州市）で建設した甲府・峡東クリーンセンター（甲
府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）が、平成 29 年 4 月から本格稼働したことにより、東山
梨環境衛生センターは平成 29 年 3 月 31 日で閉鎖となったため、29 年度は解体工事等を行い、
平成 30 年 3 月 31 日をもって同組合は解散となった。

(4) 審査所見

平成 29 年度の東山梨環境衛生組合会計歳入歳出決算について審査した結果、予算執行及び
財務処理の適法性並びに係数の正確性は適正であると確認した。

なお、構成各市への処分財産の分配については、協議書に基づき、正確かつ迅速な事務処理
を要望するものである。

今後は、平成 29 年 4 月 1 日より稼働した甲府・峡東クリーンセンターが、住民の健康と生
活環境の保全及び財政負担の軽減等に努められるよう期待する。